

青森県報

第四千二百十三号

平成二十八年
十月十七日
(月曜日)

目次

訓 令

青森県津軽まち歩き観光推進事業費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令……………(観光企画課) ……一

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三
- 公営企業……………(病院管理局) ……四
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(同) ……四

訓 令

青森県訓令甲第二十号

中 南 地 域 県 民 局 一 般

青森県津軽まち歩き観光推進事業費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県津軽まち歩き観光推進事業費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程を廃止する訓令

青森県津軽まち歩き観光推進事業費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十二年六月青森県訓令甲第二十六号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第六百四十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名又は 社名	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業者の種別	居宅サービス事業を行う所	指 定 日 年 月 日
アーチ合同 会社	八戸市新井田西 一丁目三の四 大坂ハイツB号 室	訪問介護	アーチヘル シヨンスター ル	平成 二六・一〇・一
所在地又は住所	八戸市新井田西 一丁目三の四 大坂ハイツB号 室	名称	所在地	

社会福祉法人平川市協議会	平川市柏木町藤山一六の一	重度訪問介護	社会福祉法人平川市協議会 介護事業	平川市碓ケ関三笠山一二〇の一	"
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	居宅介護	ひなた外崎	弘前市大字外崎五丁目二の一〇一	"
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	重度訪問介護	ひなた外崎	弘前市大字外崎五丁目二の一〇一	"
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	同行援護	ひなた外崎	弘前市大字外崎五丁目二の一〇一	"

青森県告示第六百四十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
弘前市大字湯口字三ノ細川一六の一、一七の一、四七の六、四七の七、四七の九
- 二 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

瓢2号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（町道錦ヶ丘団地四号線から八号線の区域を除く。）。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡おいらせ町		瓢	二四三の七二
二	"		"	二四三の七一
三	"		"	二四三の六九
四	"		"	二四三の八〇
五	"		"	一六三の一五九
六	"		"	一六三の一〇三
七	"		"	一六三の六三
八	"		"	

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院 管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年九月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市勝田二丁目二の一八
- 六 契約金額
一リットル 三十九円二十銭四厘
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十八年八月八日

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭